

令和7年度 四日市市保育所等利用調整実施要領

利用を希望する保育施設の申込者数が当該施設の受入可能数を超える等の理由により、申込児童全員の入所が困難な場合、次のとおり利用調整を行うものとする。

1. 利用調整基準

保育の必要性を図るため、別紙1「利用調整基準」により児童ごとに点数化する。

2. 利用調整の基準日

入所申込受付後、以下の基準日までに、保育を必要とする事由を証明する書類や希望施設変更届が提出された場合、その内容をもって利用調整を行う。

(1) 4月入所（1次受付）

書類の再提出期限である令和6年12月25日とする。

(2) 4月入所（2次受付）

受付期間の最終日である令和7年1月31日とする。

(3) 年度途中入所

入所希望月の受付期間最終日とする。

3. 利用調整方法

別紙1「利用調整基準」により得られた基本点数と調整点数を合計した点数をもとに、以下の手順で利用調整を行う。なお、合計点数が同一の場合、別紙2「順位表」による順位で利用調整を行う。

(1) 第1希望の保育施設で調整

保育施設ごとに、第1希望の申込者の中で、合計点数の高い児童から順に入所決定を行う。

(2) 点数で調整

(1)で入所決定しなかった児童について、第2希望以下の希望施設の範囲内で、合計点数の高い児童から順に入所決定を行う。ただし、(1)で調整した後の受入れ枠での調整となる。

(3) 支援児の利用調整

四日市市特別支援保育指導委員会による集団体験または配慮検討を行った児童のうち、保育士との関わりを手厚くする必要があると判断した児童については、保育体制を考慮し、指導委員会による入所判定結果にもとに、利用調整を行う。

(4) 転園児の利用調整

4月入所に係る利用調整に限り、令和6年度に四日市市の保育施設に在籍している児童が、転園を希望し、(1)および(2)で調整を行ったものの入所決定しなかった場合、在籍している保育施設の継続利用を希望するときは、その在籍施設の利用調整に際し、新規入所を希望する児童よりも優先して、利用調整を行う。

(5) きょうだいの利用調整

(1) または(2)で調整した結果、令和7年度時点で四日市市の保育施設に在籍しているきょうだい、または同時申込みしたきょうだいと、別々の保育施設になった場合、保護者の意向により希望順位を下げて、同じ保育施設になるよう利用調整を行う場合がある。

4. 産後休暇・育児休暇明けに伴う予約申込者の利用調整時期

4月入所の利用調整時は、7月入所までの予約申込者について実施する。また、年度途中入所の利用調整時は、入所希望月の3か月前から実施する。

5. 入所保留者について

3. 利用調整方法による利用調整の結果、入所決定しなかった児童については、入所申請を取り下げしない限り、申込書に記載された入所希望期間の始期が属する年度末までの間、引き続き翌月以降も利用調整を行うものとする。

その場合、利用調整の基準日は、直近の受付期間最終日とする。基準日までに、保育を必要とする事由を証明する書類や希望施設変更届が提出された場合、その内容をもって利用調整を行う。

別紙1 利用調整基準（保育所、認定こども園及び地域型保育事業所の利用調整のための基準）

1. 基本点数：父母各々に算定し、最も低い点数を世帯の点数として採用する

事由		項目	基本点数	保育できない理由・状況
①就労	A		100	自営業の中心者及び法人の経営者(但し、拘束時間が特定できる場合は下記の区分による)
	B		100	月20日以上かつ週40時間以上働いている
	C		90	月20日以上かつ週30時間以上働いている
	D		80	月16日以上かつ週24時間以上働いている
	E		70	月16日以上かつ週16時間以上働いている
	F		60	上記には該当しないが、月64時間以上働いている
	G		50	月48時間以上64時間未満働いている(4歳児未満は要件不足のため⑥求職活動となる)
②妊娠・出産	A		100	母が出産又は出産予定日の前後2か月の期間にあって、出産の準備又は休養を要する場合
	B		30	上記の期間に該当しない出産の準備を要する場合
③保護者の疾病・障害	疾病など	A	100	入院又は入院に相当する治療や安静を要する自宅療養で、常に臥床が必要で保育が常時困難な場合
		B	70	通院加療を行い、常に安静を要するなど、保育が困難な場合
		C	50	疾病などにより、保育に支障がある場合
	障害	D	100	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳Aの交付を受けている場合
		E	80	身体障害者手帳3～4級、療育手帳B1の交付を受けている場合
		F	60	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳3級、療育手帳の交付を受けている場合
④親族等の介護・看護	A		100	月20日以上かつ週40時間以上、病人や障害者の介護・看護や入院・通院等の付き添いを行っている
	B		90	月20日以上かつ週30時間以上、病人や障害者の介護・看護や入院・通院等の付き添いを行っている
	C		80	月16日以上かつ週24時間以上、病人や障害者の介護・看護や入院・通院等の付き添いを行っている
	D		70	月16日以上かつ週16時間以上、病人や障害者の介護・看護や入院・通院等の付き添いを行っている
	E		60	上記には該当しないが月64時間以上、病人や障害者の介護・看護や入院・通院等の付き添いを行っている
	F		50	月48時間以上64時間未満、病人や障害者の介護・看護や入院・通院等の付き添いを行っている
⑤災害復旧	A		100	震災、風水害、火災その他の災害により自宅や近隣の復旧に当たっている場合
⑥求職活動	A		30	継続的に求職活動を行っている場合
⑦就学 (就職に必要な技能習得のためのもの)	A		100	職業訓練校、専門学校、大学等に月20日以上かつ週40時間以上就学している
	B		90	職業訓練校、専門学校、大学等に月20日以上かつ週30時間以上就学している
	C		80	職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上かつ週24時間以上就学している
	D		70	職業訓練校、専門学校、大学等に月16日以上(週4日以上)かつ週16時間以上就学している
	E		60	上記には該当しないが、職業訓練校、専門学校、大学等に月64時間以上就学している
	F		50	職業訓練校、専門学校、大学等に月48時間以上64時間未満就学している
⑧家庭支援	A		100	福祉事務所長が特に保育が必要な状態であると認める場合
⑨その他市長が認める場合	A		※	福祉事務所長が特に保育が必要な状態であると認める場合

備考

- (1)複数の要件に該当する場合は、父母各々について基本点数の高い方を採用する。
- (2)①就労の就労時間数は全て休憩時間を含むものとする。
育児のための短時間勤務制度を利用した場合も、通常の就労時間で判断する。
不規則勤務等、表記の就労日数及び時間数によりがたい場合は、別途判断する。
週間就労時間で該当する点数が20点以上乖離する場合は、中間の点数とする。
- (3)「※」について、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。
- (4)基本点の最高点は100点とする。

2. 調整点数 : 申込児童またはその世帯にあてはまるものを採用する

事由	項目	点数	内容	備考
①保育の代替手段	A	△10	児童と同一住所の祖父母が令和7年4月1日時点で65歳未満である場合。 ただし、就労をしている場合（要・就労証明書）、または疾病等（要・診断書）の場合を除く。	
	B	50	利用していた保育施設の廃園及び縮小等により継続して利用できない場合。	
	C	50	地域型保育事業所の卒園児である場合（卒園後の利用申込の場合を除く）。	
	E	20	令和6年9月5日までに令和6年度の入所申込を行った児童で、待機している場合。 ただし、令和6年10月以前（育休対象児は令和7年1月以前）の入所希望者に限る。	
	F	50	西浦保育園（2歳児の年度末をもって卒園）の卒園児である場合。	
	G	50	保護者の就労により入所していた児童が、下の子の育児休業取得により産後2か月で退所し、 復職時に申込をする場合（退所した子のみを対象）。	
	H	5	転居・転勤により、やむをえず転所の申込をする場合 （転所希望施設に現在在在する施設が含まれない場合）。	新年度入所のみ適用
②世帯の状況	A	20	児童虐待防止を目的に入所調整を配慮する必要がある場合。	
	B	3	看護・介護が必要な同居親族が複数人いる場合。	④介護・看護のみ
	C	5	多胎児を妊娠している場合。	②妊娠・出産のみ
	D	25	ひとり親世帯	
	E	30	生活保護世帯で、保育を必要とされる場合。	
	G	50	生計中心者の保護者の失業により当該保護者又はその他の保護者が早期に就労することが必要な場合。	主に途中入所者対象
	H	50	市内の特定教育・保育施設、地域型保育事業所、認可外保育施設において就労している又は就労予定の場合。	
	I	20	市外の特定教育・保育施設、地域型保育事業所、認可外保育施設において就労している又は就労予定の場合。	
	J	10～30	送迎手段、勤務先その他の事情で入所する保育所が限定される場合。	審査対象
	K	100	児童発達支援センターにきょうだいが通園している場合。	
③就労状況	A	6	単身赴任	
	B	40	月16日以上かつ週24時間以上就学している。基本点数が就労の場合のみ適用。	基本点数と合計する (100点が限度)
	C	35	月16日以上かつ週16時間以上就学している。基本点数が就労の場合のみ適用。	基本点数と合計する (100点が限度)
	D	△5	就労が内定中の場合（現に就労していない場合。現に就労し転職予定の場合は含まず。 ただし、入所希望月までに一旦仕事を1カ月以上辞める場合は対象とする）。	新年度入所のみ適用
	E	△30	内職など居宅内就労（自営・テレワークは除く）	
	F	△10	居宅外自営協力者（最低賃金以上の収入を得ていない場合）	
	G	△15	居宅内自営協力者（最低賃金以上の収入を得ていない場合）	
	H	△50	育児休業中に育児休業対象児童以外のきょうだいが保育施設を利用する場合において、 入所希望年度の3月までに職場復帰しない場合。	
	I	※	利用希望施設の選択を増やす際、保育所開園時間に間をあわせるため就労時間の短縮をする必要がある場合。	短縮により減点される 点数と同じ点数を加点
④就学状況	A	40	月16日以上かつ週24時間以上働いている（休憩時間含む）。基本点数が就学の場合のみ適用。	基本点数と合計する (100点が限度)
	B	35	月16日以上かつ週16時間以上働いている（休憩時間含む）。基本点数が就学の場合のみ適用。	基本点数と合計する (100点が限度)
⑤申込児童の状態	A	※	障害のある子ども（集団保育が可能な場合で4・5歳に限る）。 四日市市特別支援保育要綱に規定されるもの。	
	B	5	多胎児（一緒に生まれた子ども同時に申込をする場合に限る。多胎児と同時に申込をするきょうだいも含む）。	
⑥きょうだいの状況	A	15	きょうだいが同時に申込をする場合（育休退所した児童は除く）。	
	B	15	きょうだいが在籍している保育施設とは別の施設を第一希望で申込する場合。	
	C	25	きょうだいが在籍している保育施設を第一希望で申込する場合（育休退所した児童の弟・妹を含む）。	
⑦転園	A	△	転園を希望する場合（地域型保育事業所等の卒園児を除く）。	
⑧その他	A	※	福祉事務所長が特に必要と認める場合。	審査対象

備考

- 「※」について、当該児童・世帯の状況に応じて別途判断する。
- きょうだい同時申込、または入所希望年度においてきょうだいが保育施設に在籍している場合、
⑥きょうだいの状況のA～Cのいずれかを採用する。詳細は下表のとおり。

入所申込児童	申込児童	調整点数						
		⑥きょうだいの状況			⑤申込児童の状態	①保育の代替手段		
		同時申込	在籍中のきょうだいと別園希望	在籍中のきょうだいと同園希望	多胎児	育休退園	地域型卒西浦卒	転所
新規の多胎児+新規のきょうだい (在籍中の兄姉なし)	多胎児(全員)	○			○			
	きょうだい	○			○			
新規の多胎児+新規のきょうだい (在籍中の兄姉と同園を希望)	多胎児(全員)			○	○			
	きょうだい			○	○			
新規の多胎児+新規のきょうだい (在籍中の兄姉と別園を希望)	多胎児(全員)		○		○			
	きょうだい		○		○			
育休退園児+新規の弟妹 (在籍中の兄姉なし)	育休退園児					○		
	弟・妹			○				
育休退園児+新規の弟妹 (在籍中の兄姉と同園を希望)	育休退園児			○		○		
	弟・妹			○				
育休退園児+新規の弟妹 (在籍中の兄姉と別園を希望)	育休退園児		○			○		
	弟・妹			○				
地域型卒園児+新規の弟妹 (在籍中のきょうだいなし)	地域型卒園児	○					○	
	弟・妹	○						
地域型卒園児+新規の弟妹 (在籍中の兄姉と同園を希望)	地域型卒園児			○			○	
	弟・妹			○				
地域型卒園児+新規の弟妹 (在籍中の兄姉と別園を希望)	地域型卒園児		○				○	
	弟・妹		○					
地域型卒園児+地域型在籍中の弟妹 (在籍中の弟妹は転園しない)	地域型卒園児						○	
	弟・妹	-	-	-		-	-	-
地域型卒園児+地域型在籍中の弟妹 (在籍中の弟妹も転園希望)	地域型卒園児	○					○	
	弟・妹	○						
転園希望児+新規の弟妹 (在籍中の兄姉なし)	転園希望児	○						※
	弟・妹	○						
転園希望児+新規の弟妹 (在籍中の兄姉と同園を希望)	転園希望児			○				※
	弟・妹			○				
転園希望児+新規の弟妹 (在籍中の兄姉と別園を希望)	転園希望児		○					※
	弟・妹		○					

※転所については、利用希望施設に現在の在籍園を含まない場合のみ、対象となる。

別紙2 順位表（同一点数の場合）

順位	項目
1	当該保育施設の希望順位が高いもの
2	基本点数が高い順
3	利用料(保育料)の滞納がないこと
4	入所申込時期（1次募集＞2次募集＞途中入所） ※日付までは問わない ※育休明けに伴う申込の場合は利用調整回数とする
5	入所希望月が早い順
6	地域型保育事業所の場合、連携施設の卒園児
7	雇用形態（正職員＞臨時職員＞自営就労者＞居宅内就労）
8	その他社会的・経済的状況 (調整点数の事由②、次に調整点数の事由⑥、次に合計所得金額の低い世帯を優先する)